

障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

2. 不当な差別的取扱い の禁止

解説：筑波技術大学 講師 中島 亜紀子

(1) 用語解説

【障害者差別解消法】

第七条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

第八条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 用語解説

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

(内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」)

(2) 事例解説

【事例1】 受験前相談での対応の例

【事例2】 授業履修にあたっての相談対応の例

(2) 事例解説

【事例1】受験前相談での対応の例

【受験生】

「新しい環境や人に慣れるのにとっても時間がかかるので、もし入学した場合、必修となっている施設での実習がうまくできるか心配です。ぜひこの専攻で学び資格を取りたいですが、実習の時にサポートを受けられるでしょうか？」

【大学の担当者】

オープンキャンパスの個別相談で対応した担当者は、

「これまで、施設実習について大学からサポートを提供したことはありません。学外の環境に対応するのが難しいなら、実習ができない可能性があることを理解しておいてください。実習を必要としない別の専攻も検討してはどうでしょうか。」

と伝え、支援担当者に引き継いだり、必要な合理的配慮について相談を進めたりすることなく、相談を終えた。

(2) 事例解説

【事例1】 不当な差別的取扱いに当たる可能性とは

- 正当な理由なく、
環境変化への適応困難があると申し出を受けただけで、
履修できない可能性があるかと判断している
(学生が抱える困難の具体的な状況を聞き取ったり、実習参加時に生じる困難や必要とされる配慮についての検討をせず、
障害があることのみを理由として、判断をしている)
- 実習に参加できないことを了承の上で受験するという、
他の受験生は求めない内容を伝えている

(2) 事例解説

【事例1】改善を考えるにあたって

- 「初めての受入れである／前例がない」「支援体制が十分でない」
といったことは、合理的配慮を提供しなくてよい理由とはならない
- この受験生の相談は、実習に参加するにあたっての合理的配慮についてであり、対応する担当者は、志望する専攻や進路の変更について言及するのではなく、現時点での大学の体制について情報提供したり、実習参加時の社会的障壁について共に考える対応が必要
- 対応した担当者個人の判断で、提供の可否や履修の条件を回答するのではなく、合理的配慮の提供について大学の責任で検討・実施する体制が必要

(2) 事例解説

【事例2】授業履修にあたっての相談対応の例

【学生】

「来年度から始まる演習授業では、化学実験や実験結果の記録作業をグループで行うことになると聞きました。難聴があるのですが、音の出る実験装置を使う予定があれば、対応を相談したいのですが。」

【授業の担当教員】

相談を受けた授業担当教員は、耳が聞こえないと実験中に異変が起きたときに気がつけず危険だと考え、「あなたのグループの他のメンバーに負担がかかってしまうので、グループ実験には参加せず、個別に課題をするなど別の方法をとりましょう」と回答した。

(2) 事例解説

【事例2】 不当な差別的取扱いに当たる可能性とは

- 個別的な状況を検討せず、聴覚に障害があることを理由に、抽象的な理由で判断をしている

(実際に音の出る装置を使用する機会があるか、音で異変を感知する場面が実際にあり得るか、といった検討をせず、「異変に気がつけず危険だろう」「周囲に負担をかけるだろう」という抽象的な理由で判断をしている)

- 学生は「対応を相談したい」と言っており演習に参加する意思が見て取れるが、その意向とは異なり、授業参加の制限となるような提案（実験に参加せず個別対応へ代替）をしている

(2) 事例解説

【事例2】改善を考えるにあたって

- 演習授業に参加したいという学生の意向を話し合いの出発点とする
(意向尊重)
- 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由は正当な理由に当たらない
- 使用する機器やグループ作業の内容など、授業に関する情報を
学生と共有し、建設的対話をおこなう

(3) まとめ

■ 不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害を理由として、各種機会の提供を拒否したり、障害者でない者に対しては付さない制限や条件を付け、障害のある学生の権利利益を侵害すること

■ 不当な差別的取扱いとならないためには、抽象的・一般的な理由や大学側の事情のみに基づいて対応を判断するのではなく、学生本人の意向を尊重し、大学と本人がお互いの現状を共有しながら、修学(参加)の方法を個別・具体的に話し合うことが不可欠

参考情報

- 内閣府ウェブサイト：障害を理由とする差別の解消の推進について
(法律本文や基本方針へのリンクあり)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

- 文部科学省ウェブサイト：障害のある学生の修学支援に関する
検討会報告（第三次まとめ）について
(「不当な差別的取扱い」については、主に第5章3を参照)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html